

令和4年3月29日

各府省官房長等 殿

人事院事務総局職員福祉局長

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について」の一部改正について（通知）

「超過勤務を命ずるに当たっての留意点について（平成31年2月1日職職—22）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| 5 超過勤務時間の適切な <u>管理</u> 管理者は、超過勤務の運用の適正を図るため、 <u>職員の在庁の状況の把握及び超過勤務時間の管理並びに健康状態の把握を行うこととし、特に次に掲げる事</u> | 5 超過勤務時間の適切な <u>把握</u> 管理者は、超過勤務の運用の適正を図るため、 <u>常に職員の超過勤務及び在庁の状況並びに健康状態の把握に努めることとし、特に次に掲げる事項に留意す</u> |

項に留意すること。

(1) 客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している部局においては、これに基づいて適正に超過勤務時間を管理すること。

(2) (1)の超過勤務時間の管理を適正に実施するとともに超過勤務を縮減する観点から、課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告については、引き続き適切に行うこと。客観的な記録を基礎とした在庁の状況の把握を開始するまでの間は、当該事後報告及び課室長等や周囲の職員による現認等を通じた超過勤務時間の管理を徹底すること。

ること。

(1) 課室長等による超過勤務予定の事前確認や、所要見込み時間と異なる場合の課室長等への事後報告を徹底させること。

(2) 超過勤務時間の確認を行う場合は課室長等や周囲の職員による現認等を通じて行うものとし、客観的な記録を基礎として在庁の状況を把握している場合は、これを参照することもできること。

以 上